

○貨物自動車運送事業

過労運転等 撲滅運動STOP

時間と心にゆとりを持って、しないさせない 過労運転

実施期間 平成30年9月21日(金)▶10月20日(土)まで

過労運転の防止

- 改善基準の遵守、睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理
- 出発・到着時刻の目安等を記載した走行計画の策定等
- 時間外労働の削減、適正な休憩時間・休日の確保等
- 健康診断の実施及び事後措置の徹底



交通事故の防止



- 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- 事業場トップによる交通事故防止を含めた安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の策定・実施・評価・改善の実施
- 点呼の実施及びその実施に基づく措置
- 交通安全教育の実施
- 作業開始前の点検・補修、日常点検整備、定期点検整備の実施

労働災害の防止



- 安全管理者・衛生管理者等の選任、安全・衛生委員会の設置等安全衛生管理体制の整備及びその活動の活性化
- 経営首脳、安全管理者等による安全衛生パトロールの実施
- 年間安全衛生管理計画の策定
- 安全衛生教育の実施
- 荷の積卸し作業時の労働災害防止対策の徹底